

税務に関するコーポレートガバナンスの確認項目の評価ポイント

	確認項目	評価ポイント
1	トップマネジメントの関与・指導	
①	税務コンプライアンスの維持・向上に関する事項の社訓、コンプライアンス指針等への掲載	税務コンプライアンスに特化した指針等がある又はコンプライアンスに関する社訓や指針等に税務コンプライアンスに関する項目を明示的に掲載しているか。
②	税務コンプライアンスの維持・向上に関する方針のトップマネジメントによる発信(例:社内LANに掲載、研修で伝達など)	1①の社訓や指針等が、社内LANへの掲載や研修等を通じ全社員に対して発信され(役員・部長職等からの間接伝達を含む)、社員へ浸透しているか。
③	税務調査の経過や結果のトップマネジメントへの報告	税務調査結果だけでなく、適時トップマネジメントに税務調査状況を報告しているか。
④	税務に関する社内監査結果のトップマネジメントへの報告	適時トップマネジメントに社内監査の結果を報告しているか。
⑤	社内監査や税務調査等で税務上の問題事項が把握された場合における、その再発防止策に対するトップマネジメントの指示・指導	担当部署等が提示した再発防止策に対してトップマネジメントが、指示・指導を的確に行っているか。
⑥	トップマネジメントへの再発防止策の運用状況の報告	再発防止策の運用状況についてトップマネジメントに適時報告しているか。
⑦	トップマネジメントから社内に対する税務調査への適切な対応についての指示	税務調査への協力についてトップマネジメントから指示しているか。

確認項目	評価ポイント
2 経理・監査部門の体制・機能の整備・運用	
① 税務上の処理(解釈)に関して、事業部門や国内外の事業所から経理担当部署への情報の連絡・相談体制の整備(例:一定の取引については経理担当部署へ決裁文書が回付されるなど)	<p>①税務上の処理(解釈)について、国内事業部・事業所が経理担当部署と連絡・相談できる体制が整備されているか。また、経理担当部署において、各事業部署の事業活動に係る情報を十分に入手できており、税務処理に関して適正に判断し得る状況となっているか。</p> <p>②税務上の処理(解釈)について、海外支店・現地事業所が経理担当部署と連絡・相談できる体制が整備されているか。また、経理担当部署において、海外支店等の事業活動に係る情報を十分に入手できており、税務処理に関して適正に判断し得る状況となっているか。</p>
② 税務精通者の配置状況、税務精通者の確保のために実施している事項	<p>税務担当者のローテーションに配慮したり、税理士有資格者や税理士を中途採用するなど、各事業部署からの相談に対する適切な判断や税務調査に対する適切な対応ができるよう税務精通者を十分に配置しているか。</p>
③ 経理担当部署等による税務に関する社内監査の実施	<p>①税務に関する社内監査の実施状況について、経理や監査部門が日頃の経理処理について税務の観点から実効性のある監査を実施しているか。</p> <p>②処理誤り等を把握した場合には、適時是正するとともに実効性のある再発防止策を構築しているか。</p>
④ 税務コンプライアンスの維持・向上に関する経理部門と監査役・監査法人との連携	<p>適時報告・相談し、必要に応じ意見交換を行い、アドバイス等を受けているか。</p>

	確認項目	評価ポイント
⑤	連結子法人や国内のグループ会社への税務面の情報交換の実施状況	<p>①連結納税制度適用法人 連結子法人と親法人経理担当部署との間で、税務に関する情報交換(税制改正等の情報提供)や連結納税に係る申告指導など説明会等を設けて実施しているか。</p> <p>②全法人 グループ会社と親会社経理担当部署との間で、税務に関する情報交換(税制改正等の情報提供)など会合を設けて実施しているか。</p>
⑥	海外の主要な子会社への会計監査・モニタリングの実施	<p>①自社又は監査法人等により、監査・モニタリングを実施し、本社経理担当部署が状況を適切に把握しているか。</p> <p>②処理誤り等を把握した場合には、適時是正するとともに実効性のある再発防止策を構築しているか。</p>
3	内部牽制の働く税務・会計処理手続の整備・運用	
①	個々の業務における経理処理のチェック体制及び税務処理誤りの防止策	<p>①本社の経理担当者のチェック、複数の社員のチェック、システムチェックなどにより取引に係る処理をチェックし、税務上の処理誤りを防止する措置を講じているか。</p> <p>②日々の経理(税務)処理の過程で生じる誤謬や不正を業務の分担や事後のチェック等によって防止する体制を整備し、その仕組みが機能しているか。</p>
②	税務処理手続の明確化(例:マニュアルの作成など)	税務処理に関して、マニュアル化(適宜改訂)するなど、事務処理が明確化・ルール化され、ルールに基づいた適正な事務処理が継続的に行われているか。
③	会計処理の適否が事後においても検証可能となる仕組の整備(例:請求事実の発生を証する資料、施工検査の写真、廃棄に係る客観的な証ひょう等の保存など)	会計処理の適否を事後検証するための資料の保存を指示し、保存が徹底しているか。

確認項目		評価ポイント
④	不正な会計処理などの情報に関する内部(外部)通報制度の整備と周知状況	会計処理に関する疑わしい行為について、内部(社員やグループ会社)や外部(取引先や一般消費者)からの情報提供を受け付ける窓口が社内及び社外(弁護士事務所等)に整備され、WEB等により周知されているか。
4	税務に関する情報及び再発防止策の社内への周知	
①	申告書の作成や日々の税務・経理処理に影響する税制改正等の情報提供状況	税務に関する情報(税制改正など)について、経理部署から関係部署へ説明会の開催などにより、適時・適切に提供することにより、日々の経理(税務)処理へ適切に反映しているか。
②	税務調査結果及び再発防止策の社内周知	税務調査結果及び是正事項の再発防止策について、発生部署だけでなく、関係する全部署に対しても説明し、再発防止策の手順等を周知徹底し、その実施状況を適宜確認することにより、同様の非違を未然に防止しているか。
5	不適切な行為の抑制策の整備・運用	
①	仮装・隠ぺいを行った社員に対する懲戒処分などのペナルティ制度の整備と運用	①仮装・隠ぺい等の不適切行為を処分する規定等を有し、概ね全社員に対し研修や会議等で説明して周知しているか。 ②不正行為の概要について、概ね全社員に対して適時周知しているか。(役員等を通じて間接的に公表している場合や研修等の機会に周知している場合を含む。)